業務部速報

No. 66

発行 11.12.12

JR東労組 業務部

安全で質の高い医療を提供できる医療職場の 申11号 人事・賃金制度の実現を求める申し入れ 第1回1

本日、申11号「安全で質の高い医療を提供できる医療職場の人事・賃金制度の実現を求める申し入れ」の第1回交渉を行いました。既に鉄道部門の交渉は対立で終了していますが、 医療部門についても組合案の実現に向け、会社と議論を進めていきます。本日は、第1項~ 第5項と第7項、第23項・第24項を議論しました。

【第 1 項】安全を基礎に技術力が確実に継承できる体制を確立し、本来業務に集中できる人事・賃金制度を実現すること。(交渉のポイントP 1 参照)

鉄道の時と同様だが、なぜ回答 に "安全" の言葉が無いのか。 安全はトッププライオリティだ。その上で質の高い 医療を提供する。

またしても、安全、か書かれないのはどういうことか!

医療職場における本来業務とは?専門能力を高める研修・学会参加の位置づけは?

医療では安全かつ高度な医療サービスが必要。 全員が有資格者であり、専門的知識・技術を高 めて欲しい。

仕事の中での様々な取り組みは担当業務であることを確認!

【第7項】提案資料にあるS等級を廃止すること。(交渉のポイントP2参照)

S等級はポスト管理か?片手間 で人材育成はできない。 要員は 増えるのか? ポスト管理ではない。相応しい人がいれば処遇 する。S 等級のような人が出てくるのが望ましい。

S等級は不要だ!組合案で十分技術継承できる

【第23項】技能手当の支給額を【別紙6】の内容に改めること。

【第24項】医療認定資格を持ち専門的な業務に従事する社員に対して、医療専任手当を新設し 5,000 円を支給すること。(交渉のポイントP2・3参照)

どの手当も業務内容や業務量 に対し対価が低い!

6

見直しで生涯賃金が上がる。福利厚生もあり環境は良い。増額する考えはない。

認定資格について、取得過程や業務体制について適正な評価がされていない!

意欲に答える体制はつくってきた。人事評定で見ている。 人材流出につながる恐れを認識すべきし

その2に続く